

仙台市介護保険事業計画のあり方について

- 答 申 案 -

平成 2 4 年 2 月

仙台市介護保険審議会

はじめに

第5期介護保険事業計画期間中には、団塊の世代が65歳に達し始め、高齢者人口は急激に増加します。また、高齢者の単身世帯や認知症高齢者、中重度者の増加が予想され、介護サービスへのニーズは一層高まります。

平成24年度の介護保険制度改正においては、国及び地方公共団体の責務として地域包括ケアの推進が明確化され、介護報酬改定においては、診療報酬との同時改定に伴う医療と介護の機能分化・連携の強化などへの対応がなされました。

また、東日本大震災の発生から、まもなく1年が経過しますが、未曾有の大震災がもたらした被害は甚大で、その影響は大きく長期に及び、避難所生活による生活不活発発病の発症や家族の被災による介護力の低下など、被災高齢者の多様なニーズへの対応が求められます。

今後、要介護認定者数の著しい増加に伴い保険給付費等の増大が避けられない中、介護保険制度を持続可能なものとし、高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で自立した生活が営めるよう、医療、介護、予防、住まい、見守り・生活支援サービスが連携した包括的な支援を推進する必要があります。

このようなことを踏まえ、仙台市介護保険審議会として、仙台市の介護保険の運営が、真に高齢者の自立支援に資するものとなるよう、第5期仙台市介護保険事業計画のあり方について、幅広い視点からより多くの議論を重ね、このたび答申としてとりまとめました。

この答申を踏まえ、仙台市における地域包括ケアシステムの構築を目指し、計画を策定されるとともに、第5期計画期間を地域包括ケアの基盤を築くうえで重要な時期と捉え、関係部局及び関係機関・団体等との緊密な連携を図りながら取り組みを進め、引き続き介護保険制度の円滑かつ安定的な運営に努めていただきますよう希望いたします。

平成24年2月 日

仙台市介護保険審議会

会 長 関 田 康 慶

目 次

1	計画策定の趣旨と位置づけ	1
2	基本目標・施策の柱	2
3	介護給付対象サービス及び地域支援事業の量の見込みとその確保策	3
4	日常生活圏域等	5
5	介護保険事業の円滑な運営に関する方策	6
6	第5期計画の保険料設定について	9
	附属資料	11

1 計画策定の趣旨と位置づけ

(計画策定にあたって)

我が国は、現在、これまで世界のどの国も経験したことがない高齢社会の到来を迎えようとしています。本市においても、高齢化率は全国平均より低いものの、高齢化の進展、特に75歳以上の高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が着実に進んでいます。

仙台市では、平成21年3月に現行の「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定の上、高齢者保健福祉施策の充実と介護保険事業の円滑な運営に努めてきましたが、この計画では、事業の達成状況等について点検・評価を行い、計画期間の3年目に次期計画の策定を行うこととされています。

今回の策定にあたっては、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して定めるのはもちろんのこと、介護報酬改定の意義及び仙台市のこれまでの事業運営などを踏まえたうえで、制度を仙台市の高齢者にとってよりよいものとするような視点で取り組む必要があります。

(計画の位置づけ)

「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、「仙台市基本計画」及び「仙台市震災復興計画」を踏まえ、関連する他の本市計画と連携のうえ策定すべきであると考えます。

(計画の期間・点検・評価・進捗状況の管理)

この計画の計画期間は、平成24年度(2012年度)から平成26年度(2014年度)までの3年間で、計画期間3年目の平成26年度に見直しを行うこととされており、この見直しにあたっては、計画がどの程度達成されたか、点検・評価を行う仕組みづくりが重要であると考えます。

計画の推進にあたっては、毎年度、達成状況を点検したうえで、必要に応じ市民の意見等を把握し、点検の結果や市が有する情報の提供は、積極的に市民にわかりやすい形で行うべきであると考えます。

また社会情勢の変化等に柔軟に対応しつつ、計画の進行管理を行い、施策の実施にあたっては、保健・福祉・医療それぞれの連携のもとで推進し、介護保険事業の適正な運営、円滑な実施に取り組む必要があります。

2 基本目標・施策の柱

この計画では、高齢者保健福祉施策の推進のため、仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会における議論を踏まえ、以下のとおり基本目標を掲げるとともに、7つの施策の柱を設定し、基本目標の実現に取り組むべきであると考えます。

(基本目標)

「高齢者が尊厳を保ち、健康で生きがいを感じながら、地域での支え合いにより、安全に安心して暮らすことができる社会の実現」

(7つの施策の柱)

- (1) 高齢者が安全に安心して快適に暮らせる環境づくり
- (2) 生きがいづくり・社会参加の促進
- (3) “豊齢力アップ”を目指した介護予防・健康づくりの推進
- (4) 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり
- (5) 「地域の支え合い」への支援
- (6) 介護サービス基盤の整備
- (7) 介護サービスの質の向上

3 介護給付対象サービス及び地域支援事業の量の見込みとその確保策

(介護給付対象サービス)

(1) サービスの種類ごとの量の見込み

介護給付対象サービスの量の見込みにあたっては、介護保険制度の理念である、「介護が必要な状態となっても、その方の状況に応じた適切なサービスを利用しながら、在宅において自立した生活を送ることができるようにすること」が実現されるよう、居宅系のサービスの充実を念頭におく必要があります。実際のサービス量の推計にあたっては、これまでの実績や要介護認定者数、介護サービス利用者の推移等を踏まえることはもとより、サービスの基盤整備の状況も考慮し、適切に見込む必要があります。

なお、平成24年度の制度改正により新たに創設されるサービスについても、制度の理念を実現するための大変重要な仕組みと期待されることから、適切に見込む必要があります。

(2) サービスの見込量の確保のための基本的な考え方

- ・ 利用者が身近な地域で必要なサービスを利用することができるよう、日常生活圏域を踏まえながら、立地環境、地域バランスを考慮して介護サービス基盤の整備を図る必要があります。
- ・ 多様な社会資源を有効に活用しながら、サービスの供給が図れるよう、サービス事業者の参入促進につながるような、情報の公表を進める必要があります。
- ・ 必要とするサービスの量を確保することはもちろんのこと、提供されるサービスの質の十分な水準が確保される必要があります。こうした観点から事業者への指導を行うことや、事業者自らが提供するサービスの質の向上に取り組むような環境の醸成に努める必要があります。
- ・ 地域密着型サービスの事業者の指定にあたっては、サービスの創設の趣旨を踏まえ、認知症高齢者の増加等に対応し、着実なサービス供給を進めるとともに可能な限りサービスの質の確保を図るという観点から、その手続の公平、公正性を確保しつつ、適切な審査を行う必要があります。
- ・ 既存のサービスについては、需要に見合うサービスの供給が概ね十分に確保されていることから、要介護認定やサービスの利用状況などの情報提供等により事業者を支援するとともに、サービスの質の確保に努める必要があります。
- ・ 住み慣れた自宅や地域において療養を望む方は多く、介護保険サービスを中核にしつつ、保健・福祉・医療サービスや地域のインフォーマルサービスが、ニーズや状態の変化に応じて切れ目なく提供されるよう、地域の保健・福祉・医療の各分野の関係機関との連携を図り、地域包括ケアを推進する必要があります。

(3) 介護サービス基盤の整備目標

仙台市が平成 23 年 7 月に実施した特別養護老人ホームの入所申込状況等調査においては、約 3,500 人の待機者があり、このうち優先入所が必要な高齢者は約 950 人と見込んでいます。

こうした現状を踏まえ、特別養護老人ホームについては、第 4 期計画期間中における開設準備中の施設の一日も早い開所を目指すとともに、これまで以上に新たな施設整備を進めることが必要です。さらに、優先入所が必要な高齢者が円滑に入所できるよう引き続き取り組みを行っていくことが重要です。また、地域密着型サービスをはじめとする多様なサービス基盤の整備を進めることも必要です。

そのことにより、利用者側の選択の幅を増やし、その人の状態や意向に合った良質のサービスを提供していくことを目指すべきであり、第 5 期計画期間における施設整備の目標は、次のとおりと考えます。

施設種別	整備量
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	600人分
介護老人保健施設	360人分
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	360人分
小規模多機能型居宅介護	12事業所
特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム, ケアハウス等)	300人分

(地域支援事業)

(1) 地域支援事業の量の見込み

高齢者が日々充足感に満ち、個人の尊厳を堅持しながら暮らしていくためには、心身の機能を維持し、活動的な生活を送ることができるようにする必要があります。

そうした観点から、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における高齢者の心身の健康の保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的・継続的に推進する観点から、介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業については、適切に見込む必要があります。

二次予防事業対象者数については、高齢者人口の伸びや豊齢力チェックリスト実施数の増加等を考慮して見込み、それを踏まえたうえで二次予防事業対象者に対する介護予防事業（通所型介護予防事業（元気応援教室）、介護予防訪問指導事業）の対象者数を見込む必要があります。

また、その他の事業については、第 4 期計画の実績を基本とし、各年度における被保険者数の推計値等をもとに適切に見込む必要があります。

(2) 地域支援事業の見込量の確保のための基本的な考え方

地域支援事業の内容や地域の社会資源の状況などに応じて、行政、地域包

括支援センター，事業者，ボランティア団体や地域団体などのインフォーマルなサービスの担い手等との連携により，効果的な事業実施を図る必要があります。

必要とするサービスの量を確保することはもちろんのこと，提供されるサービスの質の十分な水準を確保するためには，適正な受託事業者の選定，従事者への研修の実施，受託事業者自らによるサービス向上の取り組みに資するような情報の提供に努める必要があります。

なお，今回の制度改正により新たに創設された，介護予防・日常生活支援総合事業は，地域の実情に応じて，多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら，介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供することができる事業であることから，第5期計画期間においては，サービス基盤の整備等に向けた取り組みを進める必要があります。

4 日常生活圏域等

（日常生活圏域の設定）

地域で暮らす要介護高齢者が，住み慣れた地域で生活を継続することができるよう，地域のサービス資源を整備し，その身近な地域で必要なサービスを連携して提供していく体制が必要とされています。平成18年4月の介護保険法の改正にあわせて，この「日常生活圏域」の考え方が導入され，地域の圏域ごとに地域密着型サービスの量を見込む際の単位として設定する必要があります。

仙台市では，これまで「中学校区」を日常生活圏域とし，地域密着型サービスの整備を進めてきましたが，本計画においても，平成18年4月に日常生活圏域を設定する際に考慮した，地理的条件，人口等の状況について大きな変化が見られないこと，また，地域密着型サービスの整備について，前計画との連動を図る必要があることから，引き続き「中学校区」を日常生活圏域とすることが妥当と考えます。

（日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの量の見込み）

地域密着型サービスは，認知症高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえ，認知症ケアや地域ケアを推進する観点から，住み慣れた地域でのサービス利用を可能とし，地域の特性に応じ提供されるサービスであることから，その量は適切に見込む必要があります。

平成24年度以降の地域密着型サービス事業者の指定にあたっては，既存のサービス基盤等の整備状況を見ながら，日常生活圏域ごとの地域バランスに配慮して進める必要があると考えます。

また、今回の制度改正により新たに創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」の普及のためには、事業者が日常生活圏域内で一体的にサービスを提供し、移動コストの縮減や圏域内での利用者の確実な確保を図る必要があり、公募制や居宅サービス指定にあたっての調整などを検討する必要があります。

(地域包括支援センターの担当圏域の見直し)

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続するため、保健、福祉、医療等の関係機関の連携や、さまざまな地域団体との連携のもと、地域包括ケア体制を構築する必要があり、この取り組みを進めるためには、中核となる地域包括支援センターの機能の充実強化を図る必要があります。

複数の日常生活圏域を担当圏域とするセンターの中で、担当圏域の高齢者人口の増加等を考慮し、現在の44か所から49か所に増設する必要があります。

5 介護保険事業の円滑な運営に関する方策

(市町村特別給付等についての考え方)

第5期計画期間においては、実態調査の結果や、これまでの実績等を踏まえ、保険料を押し上げる要因となる市町村特別給付等は実施せず、必要なサービスについては、第4期計画と同様に食の自立支援サービス、介護用品支給事業、介護予防事業などは地域支援事業として、その他の寝具洗濯サービス、訪問理美容サービスなどの事業については、介護保険外の保健福祉施策として継続して実施すべきであると考えます。

(低所得者の方々への対応)

(1) 第1号被保険者の介護保険料の軽減措置

平成13年度から生活保護世帯と同程度の生活困窮状態にあると認められる方を対象とした保険料の軽減措置を実施し、第4期計画から所得の低い層について保険料基準額の割合(1.0)より低い割合(0.85)を設定していますが、第5期計画においても、こうした仙台市独自の軽減措置を継続すべきであると考えます。

(2) 利用者負担の軽減措置

利用者負担の軽減といった低所得者対策については、全国統一的な国の制度として、低所得者に対する一定の配慮が既に行われており、また、居宅サービスの利用状況や実態調査の結果などを踏まえると、第5期計画において、本市独自に利用者負担の軽減措置を講じる状況にはないものと考えます。

（保険料段階の設定）

保険料段階については、第4期計画において所得の低い層（基準額より軽減される方）及び所得の高い層（基準額より増額される方）の区分をそれぞれ3つから4つに分けることで、7段階から9段階に細分化しましたが、被保険者の負担能力を反映させるため、第4段階、第8段階、第9段階をそれぞれ2つに細分化し、全体を12段階にするなど、よりきめ細やかな設定とする必要があります。

（保険給付費の適正化）

利用者に提供される介護サービスが真に所期の目的を達成しているか、事業者による不適正・不正な介護サービスはないか、などの観点から介護給付の適正化は喫緊の課題となっており、利用者に対する適切な介護サービスを確保し、不適切な給付の削減を図るため、「要介護認定の適正化」、「ケアマネジメント等の適切化」、「事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化」に重点的に取り組み、制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するよう努める必要があります。

（介護療養病床の転換への対応）

介護療養型医療施設（介護療養病床）については、制度の廃止が平成23年度末から平成29年度末に延長されますが、国において、引き続き介護施設等への転換を円滑に進めるための追加的支援策が講じられる予定であることから、当該施設の動向等を注視するとともに、円滑な転換を図るための必要な支援に努める必要があります。

なお、宮城県が実施した平成23年度「療養病床転換意向等アンケート調査」では、第5期事業計画期間中に一部の介護療養病床が介護施設等へ転換する予定であることから、転換するサービス種別ごと、年度ごとのサービス量を見込む必要があります。

（その他介護保険事業を円滑に実施するための方策）

（1）介護人材の資質の向上

利用者が、安心して適切かつ円滑に介護サービスが受けられるよう、サービスが安定的に提供されるためには、介護人材の確保・資質の向上に向けた取り組みを進めることが重要となります。

資質の向上と就業意識の醸成を図り、増大する介護サービスへのニーズ、多様化・高度化するニーズに応えられるよう、より実務に即した知識や技術の習得に向けた研修を実施するほか、要介護者への理解と次代の担い手の育成に向けた研修を実施していく必要があります。

また、介護職員が将来展望をもって介護の職場で働き続けることができ、能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされるよう、介護事業者における処遇改善に向けた取り組みの促進を図る必要があります。

(2) サービス選択のための情報提供の充実

介護保険制度は、利用者が介護サービスや事業者を適切に選択し、事業者と契約を結ぶことから、利用者本位にサービスが提供されるためには、介護保険制度や地域支援事業の仕組み、利用できるサービスの種類・内容・利用方法・相談窓口などの正確な情報を適切かつ効率的に提供される必要があります。

情報の提供にあたっては、市ホームページにおいて事業者リスト等を掲載するとともに、宮城県介護サービス情報公表システムや介護保険地域密着型サービス外部評価情報の利用促進を図るほか、情報を掲載した冊子の発行や身近な地域において情報提供を行っていく必要があります。

(3) サービスの質の確保・向上

サービスの質の確保・向上

高齢者の尊厳が確保され、必要なサービスを自ら選択し、決定する権利が保障されるためには、介護サービスの基盤整備はもとより、サービスの質の確保・向上を図る必要があります。

介護サービス事業者に対する指導監査にあたっては、制度管理の適正化とより良いケアの実現に向けた指導、利用者からの情報等に基づく介護保険法上の権限を適切に行使した監査を行うことによる保険給付の適正化が求められます。特に、今回の法改正に伴い平成 24 年度から居宅サービス事業者等に対しても指導監査を行うことから、さらなる充実が求められます。

また、自立支援型ケアマネジメントの推進に向けたアセスメント、ケアプラン、サービス担当者会議やモニタリング等の適切な実施、事業者情報の利用促進、地域包括支援センターに対する指導・支援などによって、サービスの質の確保・向上を図る必要があります。

苦情等への対応

利用者からの苦情等は、事業者においては、サービス改善の契機として捉え、サービスの質の向上に反映するという姿勢が求められます。苦情処理には、サービスの質のチェック機能としての役割を果たしている側面があることから、市・区役所はもとより地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設などにおいては、迅速かつ適切な対応に努めるとともに、個人情報保護に十分配慮し、可能な限り問題の解決を図る必要があります。

(4) 介護保険制度の周知・啓発

介護保険制度を円滑に運営し信頼を高めていくためには、広く市民に周知・啓発を図り、制度への理解を深めていただくことが重要です。

制度の趣旨，要介護認定の仕組み，サービスの種類や内容，保険料の設定など介護保険制度への理解を深めていただけるよう，パンフレット等の充実，地域の団体やグループを対象とした市政出前講座の実施，利用者への介護給付費通知の送付などにより，わかりやすく十分な周知を図る必要があります。

6 第5期計画の保険料設定について

平成24年度の介護報酬改定による保険料上昇を抑制するため，宮城県から交付される財政安定化基金の取崩し額及び仙台市が保有する介護保険事業財政調整基金を最大限に活用することによって，保険料の上昇を抑えるべきと考えます。

附 属 資 料

仙台市介護保険審議会委員名簿

会長	関田康慶	東北大学大学院経済学研究科教授
副会長	小松洋吉	東北福祉大学教授
委員	青沼清一	仙台市医師会副会長(平成22年5月まで)
"	安孫子雅浩	仙台市議会議員
"	阿部一彦	仙台市障害者福祉協会会長
"	安藤恵美子	宮城県社会福祉士会監事
"	石川忠夫	仙台市医師会理事(平成22年6月から)
"	石原祥行	仙台介護サービスネットワーク会長
"	上田千恵子	被保険者代表
"	大内修道	仙台市民生委員児童委員協議会副会長
"	関東澄子	認知症の人と家族の会宮城県支部代表
"	菊田豊	被保険者代表
"	日下俊一	弁護士
"	小林孝夫	ケアマネネットせんだい会長
"	駒形守俊	仙台歯科医師会理事
"	佐々木玲子	被保険者代表
"	庄子清典	仙台市老人福祉施設協議会経営制度委員会委員長
"	瀬戸敏之	仙台市薬剤師会理事
"	高城和雄	被保険者代表
"	土井勝幸	宮城県老人保健施設連絡協議会理事
"	山崎豊子	宮城県看護協会太白訪問看護ステーション所長

(敬称略, 委員は五十音順)

仙台市介護保険審議会審議経過

開催日		主な議題
第1回	平成 21 年 7 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台市介護保険審議会の概要等について ・ 介護保険の実施状況等について ・ 地域密着型サービス運営委員会(第1回会議)について
第2回	平成 22 年 3 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期事業運営期間における介護保険の実施状況について ・ 高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)の主要事業取組状況について ・ 介護従事者の人材確保及び処遇改善に向けた取り組みについて ・ 平成 22 年度地域包括支援センター設置運営について ・ 地域密着型サービス運営委員会(第2回及び第3回会議)について ・ 地域包括支援センター運営委員会(第1回,第2回及び第3回会議)について
第3回	平成 22 年 8 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5期介護保険事業計画策定のための実態調査の実施について ・ 介護保険の実施状況について ・ 平成 21 年度地域支援事業の実施状況について ・ 地域密着型サービス運営委員会(第4回及び第5回会議)について ・ (仮称)仙台市介護予防推進計画の策定について
第4回	平成 23 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査報告(設問項目ごとの集計結果)について ・ 平成 22 年版「仙台市の介護保険」について ・ 地域密着型サービス運営委員会(第6回及び第7回会議)について ・ 地域包括支援センター運営委員会(第4回及び第5回会議)について ・ (仮称)仙台市介護予防推進プラン～目指そう豊齢力アップ～(案)について
第5回	平成 23 年 6 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災における要援護高齢者への対応状況等について ・ 介護保険法改正の概要について ・ 第5期介護保険事業計画策定について ・ 仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査報告について
第6回	平成 23 年 8 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)の策定について ・ 仙台市の高齢者を取り巻く現状と課題について ・ 仙台市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)基本目標と施策の体系(案)について ・ 平成 22 年度介護保険の実施状況について ・ 平成 22 年度地域支援事業の実施状況について

開催日		主な議題
第7回	平成23年9月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)基本目標と施策の体系(案)について ・ 仙台市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)の中間振り返りについて ・ 仙台市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)構成(案)について ・ 高齢者保健福祉施策の推進(各論)について ・ 介護保険事業の円滑な運営に関する方策について ・ 地域包括支援センター運営委員会(第6回会議)について
第8回	平成23年10月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険事業の円滑な運営に関する方策について ・ 仙台市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)の中間振り返りについて ・ 高齢者保健福祉施策の推進(各論)について ・ 地域包括支援センター運営委員会(第7回会議)について
第9回	平成23年11月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)の中間振り返りについて ・ 高齢者保健福祉施策の推進(各論)について ・ 特別養護老人ホーム入居希望者アンケート調査結果に基づく特別養護老人ホーム優先入所必要者数の試算について ・ 介護給付対象サービス及び地域支援事業の量の見込み等について
第10回	平成23年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター運営委員会(第8回会議)について ・ 地域密着型サービス運営委員会(第8回及び第9回会議)について ・ 仙台市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)の中間案について ・ パブリックコメントの実施について
第11回	平成24年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度介護報酬改定の概要について ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 中間案に係るパブリックコメント等の実施状況について ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について ・ 地域包括支援センター運営委員会(第9回会議)について
第12回	平成24年2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台市介護保険事業計画のあり方(答申案)について

は仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会との合同開催。

仙台市介護保険条例（抜粋）

平成一二年三月一七日
仙台市条例第四号

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 介護認定審査会(第二条)
- 第三章 保険料(第三条 第十一条)
- 第四章 介護保険審議会(第十二条)
- 第五章 雑則(第十三条 第十八条)
- 附則

第四章 介護保険審議会

- 第十二条 介護保険事業の運営に関し必要な事項について調査審議するため、仙台市介護保険審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
- 一 仙台市介護保険事業計画の策定、変更及び進行状況に関する事項
 - 二 前号に定めるもののほか、介護保険事業の円滑な運営のために必要な事項
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- 一 被保険者
 - 二 学識経験者
 - 三 保健医療又は福祉の関係者
 - 四 介護保険事業に関連する事業者
 - 五 その他市長が適当と認める者
- 6 前項の委員のうち、被保険者のうちから委嘱する委員については、公募するものとする。
- 7 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。
- 9 特別の事項について調査審議するため、市長が必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 10 第四項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。